

HASP 使用許諾書 (Ver.1.10, 2013 年 1 月)

第 1 条 定義

一般社団法人建築設備技術者協会（以下、JABMEE）が提供する HASP/ACLD/8501, HASP/ACSS/8502, NewHASP/ACLD のソースプログラム、実行形式、マニュアル、テスト用入出力データを総称して HASP と呼ぶ。

第 2 条 目的

本使用許諾書は、配布元（JABMEE）と利用者との間の、HASP の利用に関する使用許諾等について必要な事項を定める。

第 3 条 許可事項

1. HASP の使用または改変は自由に行うことができる。また、HASP を用いて計算サービスを有償または無償で行うことを妨げない。
2. HASP は、第 6 条の条件に従って再配布することができる。

第 4 条 著作権

HASP の著作権等の知的財産権は JABMEE に帰属する。HASP に改変を加えた場合、新たな改変部分については改変者の著作権を認める。ただし、ソースコードの注釈を用いて、新たな改変部分が特定できるように正しく明示された場合に限る。また、単なるプログラム言語の置き換えや、計算結果に影響しない無意味なコードの追加等については改変による著作権を認めない。また、HASP のうち、連立一次方程式に関するサブプログラム「LAPACK_dgesv.f」の著作権および許諾条件については該当するソースコードの記載に従うものとする。

第 5 条 免責事項

JABMEE は、HASP またはその改変版にエラー・バグ等の不具合がないことを保障しない。また、HASP またはその改変版の使用に起因して、利用者または第三者に生じた損害に関して原因のいかんを問わず一切の責任を負わない。さらに、質問に対する回答、補修、保守について義務を負わない。

第 6 条 再配布

再配布を行う際の条件を以下に定める。

1. 実行形式のみではなくソースコードを再配布する。
2. HASP の再配布であることを目立つような方法で示す。また、改変を加えた上で再配布する場合には改変が加えられていることを目立つような方法で示す。
3. 新たな改変を行った上で再配布する場合には、新たな改変部分が特定できるようにソースコードに注釈を施す。注釈には、改変の日付、改変主体の名称を含むものとする。

4. 改変を行わないで HASP を再配布する場合は無償とする。HASP に改変を施すことによって第 4 条に示す新たな著作権が発生した場合において、再配布の際の有償・無償は自由とする。
5. HASP に改変を行って再配布する場合のプログラムの呼称について、JABMEE の許可がない限り HASP という単語を含まない名称とする（この際大文字と小文字を区別しない）。
6. 再配布元は、再配布先との間で、ここに掲げる文章と同一の条件のもと使用許諾契約を結ぶものとする。その際、プログラム名称や配布元の名称について必要な修正を行う。ただし、下記については、この使用許諾書の HASP に関する記述をそのまま残した上で必要な記述を追加する。
 - (1) 第 1 条の HASP の定義
 - (2) 第 6 条 2 項、同 5 項、同 6 項の HASP に関する記述
 - (3) 第 8 条の HASP に関する記述

第 7 条 本使用許諾の範囲

HASP を、別のプログラムと一緒に再配布する場合には、HASP のオリジナルを含むプログラム単位（ファイル）についてのみ、この使用許諾条件を適用する。HASP のオリジナルを全く含まないプログラム単位については本許諾条件の HASP には該当せず自由に許諾条件を設定できる。ただし、HASP とその他の部分が明確に特定できるように明示した上で、それぞれの許諾条件を設定し、HASP に関わる部分については本許諾条件に従って自由に改変、使用または再配布ができるようにしなければならない。

第 8 条 その他

1. HASP または改変版を利用して論文、Web、マスメディア等を通じて発表する場合は、HASP を利用したことを明記する。ただし、HASP に改変を加えて利用した場合には改変が加えられていることを付記する。
2. 本使用許諾書は、日本国の法令に準拠するものとする。また、本許諾に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

付属データ使用許諾書

第1条 定義

一般社団法人建築設備技術者協会（以下、JABMEE）が提供する下記のデータを総称して付属データと呼ぶ。

- ・ 拡張 AMeDAS 気象データ
（フォルダ HASProot/Data/Weather/StandardWD の下の全てのファイル）
- ・ 最大熱負荷計算用気象データ
（フォルダ HASProot/Data/Weather/PeakWD の下の全てのファイル）
- ・ 気象データユーティリティ
（フォルダ HASProot/Data/Weather の直下のファイルおよびフォルダ HASProot/Data/Weather /Tool の下の全てのファイル）
- ・ 参考資料データ
（フォルダ HASP/Data/Reference の下のファイル・フォルダ群）

第2条 目的

本使用許諾書は、利用者と JABMEE との間の、付属データの利用に関する使用許諾等について必要な事項を定める。

第3条 著作権

拡張 AMeDAS 気象データの著作権等の知的財産権は株式会社気象データシステムに帰属する。最大熱負荷計算用気象データおよび気象データユーティリティの著作権等の知的財産権は JABMEE に帰属する。参考資料データの著作権等の知的財産権の帰属は、それぞれのドキュメントに記載するとおりとする。

第4条 免責事項

JABMEE および株式会社気象データシステムは付属データに誤り等の不具合がないことを保障しない。また、付属データの使用に起因して、付属データの利用者又は第三者に生じた損害に関して原因のいかんを問わず一切の責任を負わない。さらに、質問に対する回答、補修、保守について義務を負わない。

第5条 禁止事項

付属データ、その改変されたものまたはそれらの複製物の全部または一部を、第三者に頒布、貸与、譲渡することを禁止する。

第6条 その他

本使用許諾書は、日本国の法令に準拠するものとする。また、本許諾に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。